

仕 様 書

1 件 名

彦島ポンプ場直流電源装置修繕

2 修繕場所

下関市彦島本村町七丁目17番

下関市上下水道局 彦島ポンプ場

3 修繕内容

直流電源装置用据置鉛蓄電池の交換を行うもの。

4 履行期限

令和7年9月30日まで

5 提出書類

- | | |
|---------------------------------------|----|
| (1) 作業要領書 | 1部 |
| (2) 材料納入仕様書 | 1部 |
| (3) 工場試験成績書 | 1部 |
| (4) 現地試験成績書(単電池電圧、内部抵抗、その他必要事項等) | 1部 |
| (5) 作業写真(作業前、作業中及び作業後) | 1部 |
| (6) 修繕完了届 | 1部 |
| (7) その他下関市上下水道局(以下「局」という。)担当者が指示するもの。 | |

6 蓄電池仕様

種別 : 据置式鉛蓄電池(制御弁式)
型式 : M S E X - 5 0 - 1 2 (9個組)
セル数 : 54
容量 : 50Ah(10時間率)
公称電圧 : 108V

7 修繕事項

- (1) 着手に当たり、作業日、使用材料、作業方法等について局担当者と事前に協議をすること。
- (2) 作業については原則として、閉庁日を除いた日の午前8時30分から午後5時までの間に行うこと。
- (3) 施工に当たり、法律、条例、規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 作業中、既設構造物その他の工作物を破損し、又は損傷を与えた場合は、直ちに局担当者に報告し、局担当者の指示により受注者において原形復旧等すること。
- (5) 廃棄物等は、関係法令に従い適正に処分すること。
- (6) 作業に際し、安全管理について十分注意すること。
- (7) 本修繕の対象設備は稼働中であり、機器の運転・停止操作及び電源遮断は、局担当者又は局担当者が指示する者により行うものとする。
- (8) 受注者は、本仕様書に従って作業するものであるが、これらに明示していない事項であっても、作業又は技術上当然必要と認められる箇所は、局担当者と協議の上、作業に当たること。
- (9) 据付け、調整及び試験については、経験十分な技術者により、機器本来の性能を十分に発揮できるよう入念に行うこと。
- (10) 作業に必要な仮設機材は、受注者の負担とする。
- (11) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合及び特別の事情により仕様を満たすことが不可能となった場合には、速やかに局職員に報告し、その措置について指示を受けること。